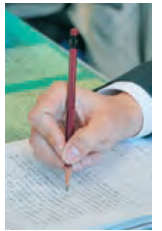


Q&Aで事前チェックを!

市では、2月16日(火)から3月15日(月)まで『平成22年度市民税・県民税申告』と『平成21年分所得税の確定申告(還付申告などの簡易な申告のみ)』の申告相談を行います。事前に準備していただきたい書類やお問い合わせの多いことについてご案内しますので、ご確認をお願いします。相談日程等については、2月号でお知らせします。

★課税課市民税係 ☎1-123



Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか?

A 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。

- ① 16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ② 介護保険加入者
- ③ 後期高齢者医療保険加入者
- ④ 市営・県営住宅入居者
- ⑤ 所得・課税証明書が必要な人
- ⑥ 年末調整、確定申告等で、市内に住む親族の扶養になっ

ていない人

Q 申告では、どのような書類が必要ですか?

A 次の書類をお持ちください。

① 印鑑
② 源泉徴収票等の収入の証明となるもの(事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書)

③ 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料等の控除を受ける人は、領収書又は証明書等
※国民年金保険料を控除にとる人は、社会保険庁から送付されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
⑤ 確定申告をして、所得税が非課税となりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか?

Q 確定申告をして、所得税が非課税となりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか?

A 確定申告をして、所得税が非課税となりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか?

Q 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも、所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。

このため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、扶養控除などを忘れずに申告してください。

Q 営業収入等の収支内訳書は市で作成してもらえますか?

A 作成はしません。営業収入、農業収入、不動産収入等のある人は、申告の前に、収支内訳書を作成してください。収支内訳書が作成されていないと、申告を受け

付けることができませんので、ご注意ください。

Q 医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか。市で作成してもらえますか?

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」(この広報と同時配布の「還付申告説明会のお知らせ」の裏面にあります。)が必要です。

事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとの計算書を作成してください。収支内訳書と同様に、市では計算や明細書の作成は行いません。

※健康保険、生命保険の制度等からの補てん金分は、医療費から差し引かれます。また、市役所で申告した場合、医療費の領収書はお返しできませんのでご了承ください。

市・県民税の住宅ローン控除を受けるには...

所得税の住宅ローン控除で控除しきれなかった額を翌年度分の市民税・県民税から控除する「住宅借入金等特別税額控除」の制度が創設されました。これは、平成21年から平成25年の間に、新築又は増改築した住宅へ入居した人が一定の要件を満たす場合に適用されます。

不要です。給与以外の所得がある人も、確定申告により控除の適用を受ければ市への申告は原則不要となります。

平成11年から平成18年までに入居して現行の制度で控除の適用を受けている人も、年末調整で控除の適用を受けた(給与所得のみの人)か、確定申告により控除の適用を受けた場合は、市への申告は原則不要となります。

最初の年は...

税務署で確定申告を

この控除の適用を受けるには1年目は税務署での確定申告が必要になります。2年目以降は、給与所得のみの方は、年末調整により控除の適用を受ければ、市への申告は原則



申告相談会場はここです



開設期間 2月1日(月)～3月31日(水)
(土・日・祝日は除く)

受付時間 午前9時～午後4時

※所得税の確定申告期限は3月15日(月)です。
※個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は3月31日(水)です。

還付申告はお早目に!

2月16日(火)からの申告時期は、申告会場が非常に込み合いますので、本庄税務署では、下記の通り所得税の還付申告説明会を行います。

- ◇ 給与所得者の医療費控除説明会
2月3日(水) 午前10時～正午
- ◇ 年金所得説明会
2月3日(水) 午後2時～4時

〈会場〉

本庄市中央公民館1階実習教室A・B

※所得税の還付申告相談は、1月4日(月)から本庄税務署で行っています。還付申告をする人は早めに申告してください。

e-Tax (国税電子申告・納税システム) についての説明会を開催します



開催日時	会場
1月19日(火) 午前10時～正午	本庄市中央公民館
1月20日(水) 午前10時～正午	上里町役場4階

- ・受付は説明開始30分前からで、予約は不要です。
- ・筆記用具をご持参ください。
- ・会場で確定申告書の作成はできません。
- ・個別のご相談はご遠慮ください。

長期優良住宅の認定を受けると

固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が昨年6月4日に施行されました。建築主が、住宅を建築する方法や維持・保全するための計画(長期優良住宅建築等計画)を作成し、県や市で「長期優良住宅」の認定を受けると、固定資産税における新築住宅軽減の期間が延長され、その住宅に対する固定資産税が減額されます。所有者(建築主)のみならず、次のとおり手続きを行ってください。

【対象住宅の要件】

○平成21年6月4日～平成22年3月31日に新築された住宅

○床面積要件

50㎡(共同住宅にあつては40㎡)～280㎡

※併用住宅にあつては、居住

部分が全体の2分の1を超えている場合の居住部分面積要件の範囲であること。

【減額の期間・割合・床面積】

○減額の期間

・一般新築住宅

3年度分→5年度分に延長

・中高層耐火建築物

5年度分→7年度分に延長

○減額対象床面積と減額の割合

・1戸当たり居住部分120㎡分までの固定資産税額を

2分の1に減額

・1戸当たり居住部分120㎡分までの固定資産税額を

2分の1に減額

【減額を受ける手続き】

○申告期間

・平成22年1月1日までに新築された認定長期優良住宅

は1月31日まで

○申告に必要な書類

・課税課資産税家屋係窓口備え付けの申告用紙

・所管行政庁より公布された認定長期優良住宅であることを証する書類の写し

・課税課資産税家屋係窓口備え付けの申告用紙

・所管行政庁より公布された認定長期優良住宅であることを証する書類の写し

○申告期間

・平成22年1月1日までに新築された認定長期優良住宅は1月31日まで

○申告に必要な書類

・課税課資産税家屋係窓口備え付けの申告用紙

・所管行政庁より公布された認定長期優良住宅であることを証する書類の写し

★課税課資産税家屋係 ☎251121

1121

※平成21年中の家屋の取り壊しについても、右記へご連絡

ください。